

木津川市防犯カメラレンタル業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 10 月

木津川市

## 1. 事業の目的

木津川市では、防犯カメラの設置を通じて、犯罪の未然防止及び犯罪認知件数の減少に努めてきた。本事業は、既存防犯カメラの更新及び新規設置を行うことで、より一層の安全で安心なまちづくりを実現することを目的として、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するために、必要な事項を本実施要領で定めるものである。

## 2. 事業の概要

(1) 本事業は、既設防犯カメラ 42 台の更新及び新設防犯カメラ 21 台の設置を行い、ネットワーク型防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）のレンタル方式による導入及び保証、保守管理、点検（5年間）を行う。

(2) 映像記録は、防犯カメラ本体に搭載する記録媒体で行うものとする。

(3) 防犯カメラは、市役所本庁舎に設置する PC からインターネット回線を通じて、死活監視や異常確認が可能であるものとし、防犯カメラから録画映像を取得する通信環境（無線）の整備と通信サービスの提供を含むものとする。ただし、PC 側のインターネット回線は本業務には含まない。

(4) 本業務見積額には、以下の事項を含むこととする。

①防犯カメラ及び付属設備（記録装置、電源設備、通信機器、配線、取付金具）のレンタル料（5年間）

②設置工事費

③通信料（5年間）

④ソフトウェア使用料（5年間）

⑤表示板製作費及び設置費

⑥防犯カメラ及び付属設備の保証料、保守管理費及び点検費用（5年間）

(5) 業務条件

①名 称：木津川市防犯カメラレンタル業務

②履行期間：契約日から 5 年間

③内 容：別紙仕様書のとおり

④予定価格：56,324,000 円（税込）

※各年度の契約金額の上限額は、以下の年度別内訳額以内を予定しており、契約

日によっては変動する可能性がある。

(年度別内訳) 契約日を令和7年12月1日で想定した金額

令和7年度: 3, 754, 933円 (4か月分)

令和8年度: 11, 264, 800円 (年額)

令和9年度: 11, 264, 800円 (年額)

令和10年度: 11, 264, 800円 (年額)

令和11年度: 11, 264, 800円 (年額)

令和12年度: 7, 509, 867円 (8か月分)

### 3. 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 木津川市の令和7年度及び8年度物品及び役務の供給等入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 過去に官公庁で防犯カメラの設置実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 本件の公告日から契約日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市告示第115号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 本要領及び別に定める仕様書の条件並びに関係法令を遵守し、事業を運営管理する資力、能力等を有する者であること。
- (8) 国税及び木津川市税を滞納していない者であること。

(9) (3)～(7)までは、協力会社についても同様とする。

#### 4. プロポーザル実施スケジュール

事　　項	年　月　日
公告日	令和7年10月1日(水)
実施要領、仕様書等の配布期間	令和7年10月1日(水)から令和7年10月15日(水)
応募申込書等の受付期間	令和7年10月1日(水)から令和7年10月15日(水)
第1次質疑書受付期間	令和7年10月1日(水)から令和7年10月7日(火)
第1次質疑書に対する回答日	令和7年10月9日(木)
応募資格審査結果通知	令和7年10月20日(月)
現地説明（上人ヶ平遺跡公園のみ）	令和7年10月24日(金)
企画提案書受付期間	令和7年10月21日(火)から令和7年11月4日(火)
第2次質疑書受付期間	令和7年10月21日(火)から令和7年10月27日(月)
第2次質疑書に対する回答日	令和7年10月29日(水)
プレゼンテーション並びにヒアリング	令和7年11月上旬予定
候補者決定通知	令和7年11月末予定

#### 5. 応募申込み及び手続

##### (1) 実施要領、仕様書等の配布期間及び配布方法

①配布期間：令和7年10月1日（水）から令和7年10月15日（水）

②配布方法：市ホームページからダウンロードして取得すること。

（木津川市ホームページ：<https://www.city.kizugawa.lg.jp>）

事業者向け>プロポーザル>公募型プロポーザルの実施について（総務課）>

木津川市防犯カメラレンタル業務公募型プロポーザル方式による選定について

##### (2) 応募申込書等の提出

提出書類及び提出部数	【提出書類】
	①応募申込書：様式1
	②業務実績調書：様式2

	<p>③誓 約 書：様式3</p> <p>【提出部数】</p> <p>①～③ 各1部</p> <p>※①～③をフラットファイルA4-Sで綴じ、背表紙に会社名を記載のこと</p>
受付期間	令和7年10月1日(水)から令和7年10月15日(水) 午前9時から午後5時まで(土日祝除く)
提出先及び提出方法	<p>【提出先】本募集要領16に記載の担当課(以下「担当課」という。)</p> <p>【提出方法】持参又は郵送 ※受付期間内必着</p>
作成上の留意点	提出後の書類追加・修正は認めない。

## 6. 設置場所

防犯カメラの設置場所は、木津川市内63か所(電柱等62台、上人ヶ平遺跡公園内照明ポール1台)とし、具体的な設置箇所については機密情報のため非公開とする。

防犯カメラの設置場所を示した「防犯カメラ設置一覧表」及び「木津南地区上人ヶ平遺跡公園防犯カメラ設置工事電気平面図」を担当課から電子メールでデータの提供を行う。提供を受ける場合は、担当課まで電子メールで連絡を行うこと。

○データ提供期間：令和7年10月1日(水)から令和7年10月15日(水)  
午後5時まで

※提供を受けたデータは、本事業以外の目的に使用しないこと、また、情報を漏らさないこと。

※データを電子メールで受信できない場合は、事前に担当課まで相談すること。

(上人ヶ平遺跡公園防犯カメラ設置工事に係る現地説明について)

応募申込者のうち、応募資格審査の結果、応募資格を満たすと認めた者を対象とし、以下の日程で現地説明を実施する。参加を希望する者は、木津川市教育部文化財保護課に令和7年10月23日(木)午後5時までに電話にて連絡を行うこと。

○現地説明日時：令和7年10月24日(金)午後2時～午後4時(予定)

○説明担当課：木津川市教育部文化財保護課

○電 話：0774-75-1232

## 7. 応募資格審査（1次審査）及び結果の通知

提出された応募申込書及び指定する提出書類をもとに審査を行い、応募資格要件、カメラ機能の要件を満たすと認めた者には、「応募資格者」であることを、令和7年10月20日（月）に書面（普通郵便）にて通知する。また、郵送とあわせて電子メールにて通知するので、電子メールを受信した場合は必ず受信確認のメールを返信すること。

なお、応募資格を満たさないと判断された応募申込者は、その理由について、令和7年10月24日（金）午後5時までに電子メールにて説明を求めることができる。

## 8. 質疑の受付及び回答

### （1）受付内容

①第1次質疑：応募申込みに関する内容

②第2次質疑：企画提案書に関する内容

※審査（評価）に関する質問は一切受け付けないものとする。

### （2）受付期間

①第1次質疑：令和7年10月1日（水）から令和7年10月7日（火）午後5時まで

②第2次質疑：令和7年10月21日（火）から令和7年10月27日（月）午後5時  
まで

### （3）受付方法

質疑書（様式4）に必要事項を記入の上、電子メールで担当課まで提出すること。

なお、件名を「【質疑】木津川市防犯カメラレンタル業務（事業者名）」とする  
こと。

### （4）回答方法

①第1次回答：令和7年10月9日（木）までに当市ホームページ上にて掲載

②第2次回答：令和7年10月29日（水）までに当市ホームページ上にて掲載

(木津川市ホームページ：<https://www.city.kizugawa.lg.jp>)

事業者向け>プロポーザル>公募型プロポーザルの実施について（総務課）>  
木津川市防犯カメラレンタル業務公募型プロポーザル方式による選定について

## 9. 企画提案書等の提出

本プロポーザル応募資格審査を経て、「応募資格者」となり企画提案書等の提出依頼を受けた者は、以下により提案書等を提出すること。

提出書類及び 提出部数	<p><b>【提出書類】</b></p> <p>①企画提案書：様式5 ②企画提案書類：A4片面10ページ（両面5ページ）以内 ③見積書：様式6</p> <p><b>【提出部数】</b></p> <p>①②正本1部、副本5部 合計6部 (各一式をフラットファイルA4-Sに綴じること) ③正本1部 (応募者名を記載した封筒に入れ、密封し封筒の糊付け部分に割印すること。)</p>
受付期間	令和7年10月21日（火）から令和7年11月4日（火）まで ※受付は、午前9時から午後5時まで（土日祝除く）
提出先及び 提出方法	<p><b>【提出先】</b> 担当課</p> <p><b>【提出方法】</b> 持参又は郵送 ※受付期間内必着</p>
作成上の留意 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>提案機器の仕様書はページに含まない。</li><li>提出後の書類の追加及び修正は認めない。</li><li>企画提案書類の作成に当たり、次の項目を必ず記載すること。 ①防犯カメラ（仕様、付加機能等） ②通信機器及び通信回線（速度、安定性、付加機能等） ③無線LAN映像伝送装置（伝送性能、付加機能等） ④映像記録装置（装置種類、容量等、付加機能等） ⑤アプリケーションソフトウェア（操作性、地図表示、異常確認機</li></ul>

	能等、付加機能等) ⑥カメラ取付け方法（設置の確実性、安全性） ⑦保証内容（修理、交換対応、付加内容等） ⑧保守内容（体制、頻度、付加内容等） ⑨点検内容（点検回数、点検項目、付加内容等） ⑩修理拠点（市役所本庁舎からの距離）
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 10. プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）

（1）2次審査は、「応募資格者」を対象に、9により提出された企画提案書等によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、以下を予定している。実施方法等の詳細については後日改めて通知する。

- ①実施日時：令和7年11月上旬予定 ※詳細については、別途通知
- ②実施場所：木津川市役所

（2）プレゼンテーション等への出席者は5名以内とする。

（3）プレゼンテーション等の時間は、提案者あたり35分以内（準備5分、説明15分、質疑応答10分、片付け5分）とする。

（4）スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。その他PC等必要な機材は各自で用意すること。

（5）説明は、企画提案書類に記載した内容を基本とし、提案書の内容と著しく異なる説明を行った場合は失格とする。

（6）欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに担当課に電話連絡し、その指示に従うこと。

## 11. 審査

（1）1次審査及び2次審査は、木津川市防犯カメラレンタル業務候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

（2）選定委員会の評価及び採点において、集計点数の最も優れた者を契約候補者とする。

(3) 評価基準は、10ページのとおりとする。

## 12. 2次審査結果の通知

審査終了後、速やかに2次審査参加者全員に文書で通知するとともに、市ホームページに契約優先候補者及び次点者のみを掲載する。

## 13. 候補者の決定

審査の結果、契約優先候補者として決定した者と契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 本募集要領3に定める応募資格要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は契約優先候補者が契約を辞退したとき。
- (3) 応募申込書、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約が不可能となったとき。

## 14. 留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。契約に至らない場合も同様とする。

### (2) 提出書類の取扱い・情報公開

①提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は原則、返却しない。

②市は、提出書類を本業務以外の目的で使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

③本件に係る情報公開請求があったときは、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）の規定に基づき開示する。

### (3) 市からの提供資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

### (4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

## （5）提出書類の変更等の禁止

本提出書類について、後日、参考資料を求めることがある。

## 15. その他

- （1）本応募申込みを辞退する時は、提案辞退届（様式7）を提出すること。なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取扱いを受けるものではない。
- （2）本募集を事情により予告なく取り止める場合がある。
- （3）本募集要領に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、木津川市契約事務規則（平成19年木津川市規則第44号）、その他関係法令等の定めるところによる。

## 16. 担当課

木津川市総務部総務課	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 電話：0774-75-1200（直通） ファックス：0774-72-3900 電子メール：somu@city.kizugawa.lg.jp 開庁時間：平日 午前8時30分から午後5時15分
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(評価基準について)

企画提案書の作成に当たり、次の項目は提案内容となっているので、必ず記載すること。

	項目	記載する内容	審査で重視する点	配点
1	防犯カメラ	仕様書における機器の機能要件	・要件以上の機能 ・付加機能等、独自のセールスポイント	10
2	通信機器及び通信回線	通信速度、通信の安定性	・付加機能等、独自のセールスポイント	
3	無線 LAN による映像伝送装置	伝送の速さ、使いやすさ セキュリティ	・付加機能等、独自のセールスポイント	20
4	映像記録装置	記録容量	・付加機能等、独自のセールスポイント	
5	アプリケーションソフトウェア	地図表示の見やすさ、操作性の良さ、カメラの位置情報、録画状況の確認、異常状況の確認	・付加機能等、独自のセールスポイント	10
6	保証内容	保証内容	・カメラの故障・破損時の修理または交換の回数 ・付加内容等、独自のセールスポイント	10
7	保守内容	保守内容、保守体制	・付加内容等、独自のセールスポイント	10
8	点検内容	点検回数、点検項目など	・付加内容等、独自のセールスポイント	10
9	修理拠点	修理拠点から市役所本庁舎までの距離の近さ	・故障時に迅速な対応が必要であることから、防犯カメラは、修理拠点が国内にある製品に限る。	10
10	価格	20 点×参加者中の最低参考業務価格÷当該参加者の参考業務価格(小数点以下四捨五入)		20
合計				100